## 債権者集会招集

**平成１６年（フ）第２６号**
網走市南４条東３丁目12番地
破産者　株式会社五社屋
１　期日　平成21年10月28日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年10月２日　釧路地方裁判所網走支部

**平成１７年（フ）第２３２号**
愛媛県松山市井門町544番地１
破産者　株式会社アイワステーショナリー
１　期日　平成21年11月19日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月５日　松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第２５５０号**
大阪市北区中津４丁目３番11号
破産者　有限会社タイムマシーン
１　期日　平成21年12月18日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２５５１号**
大阪市此花区酉島６丁目10番７号　畑山方
破産者　岡本　清隆
１　期日　平成21年12月18日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成１９年（フ）第３４５８号**
福岡市中央区薬院３丁目16番26号
破産者　株式会社ジェイジーエム
異議申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月29日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第１１７０号**
福岡市中央区西中洲12番33号
破産者　株式会社福岡グレースデザイン
異議申述期間　平成21年12月２日まで
平成21年10月２日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２５号**
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石170番地127
破産者　武藤　友章
異議申述期間　平成21年12月２日まで
平成21年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

## 免 責 決 定

**平成１５年（モ）第２３４３号**
（平成１５年（フ）第３４５号）
石川県小松市下牧町丙93番地
破産者　川腰　敏雄
主文　破産者を免責する。
平成21年10月２日　金沢地方裁判所小松支部

## 免責許可決定

**平成２１年（フ）第１６４８号**
福岡市早良区原８丁目12番16号
破産者　入江　**重**徳
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算終結

**平成２１年（ヒ）第２０７６号**
東京都品川区東五反田２丁目５番20号
清算株式会社　株式会社新生サービス
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２１年（ヒ）第６号**
群馬県安中市板鼻245番地
清算株式会社　群馬酒造株式会社
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、下記協定債権者（以下「劣後協定債権者」という。）を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本件協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（利息及び遅延損害金は除く。）に応じて按分して弁済する。
記
小山潤一郎　小山八重子　大竹　貞男
大竹　將尋
２　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額並びに各協定債権額に対する利息及び遅延損害金の総額につき、その債務を免除する。
３　劣後協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権額並びに各協定債権額に対する利息及び遅延損害金の総額につき、その債務を免除する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成１９年（ヒ）第１号**
福井県小浜市府中第15号８番地
清算株式会社　株式会社スカイ・ビルド横山
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者小浜信用金庫（協定債権額金１億9707万6788円）、同林式会社福井銀行（同金113万2367円）、同林式会社日本政策金融公庫（同金1995万8391円）、同福井県信用保証協会（同金１億6200万2594円）、同株式会社ふじ装美（同金23万4823円）、同有限会社人見塗装店（同金17万0871円）、同林式会社ヨネック（同金68万6804円）、同山崎宗雄（同金19万0279円）に対し、本協定の認可決定の確定した日から１か月以内に、各協定債権額の3.58パーセントにあたる金員を、その指定する銀行口座への送金、またはその他の方法をもって弁済する。
２　前項記載の各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　協定債権者杉村博及び同横山政直は、清算株式会社に対する債権全額を放棄する。
４　第１項の弁済終了後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、第１項記載の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を第１項に定める割合に応じて追加弁済する。この場合においては、第１項記載の協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、この追加弁済の限度で効力を失うものとする。
福井地方裁判所敦賀支部

## 監 督 命 令

**平成２１年（再）第５号**
東京都中央区銀座８丁目９番11号銀座天國ビル７階
再生債務者　株式会社駿河園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県沼津市御幸町25番33号　Mビル１階　はまゆう法律事務所　弁護士　白井　正人
平成21年10月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

**平成２１年（再）第１号**
山口県柳井市柳井134番地の６
再生債務者　防予汽船株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山口市黄金町５番９号　第二法曹ビル３階　猪俣法律事務所　弁護士　猪俣　俊雄
平成21年10月１日　山口地方裁判所

## 監督命令取消

**平成１９年（再）第１号**
青森県弘前市大字駅前町９番地20
再生債務者　株式会社弘前再開発ビル
主文　平成19年１月９日にした監督命令を取り消す。
平成21年10月２日　青森地方裁判所弘前支部

## 再生手続開始

**平成２１年（再）第１号**
青森県五所川原市字下平井町176番地
再生債務者　有限会社野輪商会
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月17日から平成22年１月６日まで
青森地方裁判所民事部